|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **別記様式第５**（第６条関係） | 整　理　番　号　（注１） |  |  |
| 販売業賃貸業放射性同位元素の　　　　届年　　　　月　　　　日　原　子　力　規　制　委　員　会　　殿氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）販売業賃貸業放射性同位元素等の規制に関する法律第４条第１項の規定により放射性同位元素の　　　　　を届け出ます。 |
| 氏名又は名称 |  |
| 法人にあつては、その代表者の氏名 |  |
| 住所 | 郵便番号（ ）都 道府 県電話番号（ ） |
| 事務上の連絡先 | 名称 |  |
| 所在地 | 郵便番号（ ）都 道府 県電話番号（ ） |
| 連絡員の氏名(注２) | 所属部課名（ ）電話番号（ ）ＦＡＸ番号（ ）メールアドレス（ ） |

**別記様式第５中別紙様式イ**

|  |  |
| --- | --- |
| 放射性同位元素の種類（注３） | 密　封　さ　れ　て　い　な　い　放　射　性　同　位　元　素 |
| 核種 |  |  |  |  |
| 用途別区分（注４） |  |  |  |  |
| 物理的状態（注５） |  |  |  |  |
| 化学形等（注６） |  |  |  |  |
| 密　封　さ　れ　た　放　射　性　同　位　元　素 |
|  | 機器に装備されている放射性同位元素 | 機器に装備されていない放射性同位元素 |
| 核種 |  |  |  |  |
| 用途別区分（注７） |  |  |  |  |
| 物理的状態（注８） |  |  |  |  |
| 化学形等（注９） |  |  |  |  |
| 密封の状態(注10) |  |  |  |  |
| 放射性同位元素が機器に装備されている場合には、その機器の種類及び名称 |  |  |  |  |
| 表　　示　　付　　認　　証　　機　　器 |
| 認証番号等 | 認証番号（注11） |  |  |  |  |
| 表示付認証機器の名称(注12) |  |  |  |  |

**別記様式第５中別紙様式ロ**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 販売所又は賃貸事業所（注13） | 名称 |  |
| 所在地 | 郵便番号（ ）都 道府 県電話番号（ ） |
| 名称 |  |
| 所在地 | 郵便番号（ ）都 道府 県電話番号（ ） |
| 名称 |  |
| 所在地 | 郵便番号（ ）都 道府 県電話番号（ ） |
| 名称 |  |
| 所在地 | 郵便番号（ ）都 道府 県電話番号（ ） |
| 名称 |  |
| 所在地 | 郵便番号（ ）都 道府 県電話番号（ ） |
| 名称 |  |
| 所在地 | 郵便番号（ ）都 道府 県電話番号（ ） |
| 名称 |  |
| 所在地 | 郵便番号（ ）都 道府 県電話番号（ ） |

注　１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。

　　３　「放射性同位元素の種類」　密封されていない放射性同位元素については核種及び化学形等ごとに記載し、密封された放射性同位元素については放射性同位元素装備機器に装備されている放射性同位元素にあつては放射性同位元素装備機器ごとに、放射性同位元素装備機器に装備されていない放射性同位元素にあつては核種及び化学形等（注６の例による。）ごとに記載し、表示付認証機器については、認証番号ごとに記載すること。

　　４　「用途別区分」　精製された放射性同位元素、標識化合物、未精製放射性同位元素等の区分を記載すること。

　　５　「物理的状態」　気体、液体等の区分を記載すること。

　　６　「化学形等」　原子力規制委員会の定める化学形等の区分を記載すること。

　　７　「用途別区分」　校正用線源、大量線源、非破壊検査用線源、特殊線源、中性子源等の区分を記載すること。

　　８　「物理的状態」　注５の例により記載すること。

　　９　「化学形等」　注６の例により記載すること。

　　10　「密封の状態」　放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。

　　11　「認証番号」　原子力規制委員会又は登録認証機関が交付した当該機器に係る認証番号を記載すること。

　　12　「表示付認証機器の名称」　設計認証された放射性同位元素装備機器の名称を記載すること。

　　13　「販売所又は賃貸事業所」　販売又は賃貸を行う販売所又は賃貸事業所を全て記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込式とすること。

　　２　この届書の提出部数は、正本１通及び副本３通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本１通及び副本４通とすること。

　　３　この届書の正本１通には、第６条第２項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。